

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和6年7月29日（令和6年（行情）諮問第846号）

答申日：令和7年2月26日（令和6年度（行情）答申第958号）

事件名：「庁内システムの抜本的刷新計画」に関し特定職員が関わった「システム開発会社」の名称等に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月24日付け20210727特許14により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、特定役職Bや特定役職Aは要職であり、本件対象文書は存在しているはずである。例えばベンダーである特定企業Aや特定企業Bや特定企業C等の開発者等との打ち合わせ記録等は存在しているはずである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、令和3年7月26日付けで、法3条に基づき、特許庁長官に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月27日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その全部を不開示とする決定を令和3年9月24日付けで行った。
- (3) 原処分に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和3年12月29日付けで、諮問庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。)を行い、諮問庁は令和4年1月4日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求には理由がないと認められるので、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和3年9月24日付けで、本件対象文書の全部を不開示とする決定を行った。文書を不開示とした理由は、情報公開請求がなされた時点で保有していなかったためである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、ベンダーである特定企業Aや特定企業Bや特定企業C等の開発者等との打ち合わせ記録等は存在しているはずである旨等主張している。

しかしながら、担当課において、改めて特定役職Bとして関わったと推測される任期期間平成26年1月から平成27年12月までの間の、特定企業Aや特定企業Bや特定企業C等の開発者等との打ち合わせ記録に関する登録中の行政文書等の調査を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の存在を確認できなかった。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年7月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和7年1月30日 | 審議 |
| ④ 同年2月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、別紙の1のとおり、特定記事に記載された「システム開発会社」の名称・担当職員・各担当者の言動内容に関する文書（以下「文書A」という。）、「他省庁のシステム担当者」の省庁名・担当職

員・各担当者の言動内容に関する文書（以下「文書B」という。）、
「国会議員」の所属議院・氏名・各議員等の言動内容に関する文書（以下「文書C」という。）及び「乗り切ることができた」ことを立証する文書（以下「文書D」という。）の開示を求めているものと解される。

- (2) 本件対象文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書Aないし文書Cについては、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 特定職員が特定役職Bとして関わったシステム開発の経過が記載されている文書としては、特許行政年次報告書2015年版第2部第5章（以下「年次報告」という。）があるが、文書Dには該当しないと考えた。

- (3) 当審査会において、諮問庁から提示を受けて年次報告を確認したところ、平成26年から同27年にかけての特許庁のシステム開発の経過が記載されていると認められる。

諮問庁が上記第3の3で説明する特定職員の特定役職Bの任期及び上記(2)イの諮問庁の説明を踏まえれば、年次報告は、特定職員が特定役職Bの職務を「乗り切ることができた」ことを立証する文書に該当し得る。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に対する求補正手続等はされていないとの説明があった。

以上を踏まえると、本件対象文書に該当する文書を保有していないとする上記第3の3の諮問庁の説明を是認できず、年次報告は、本件対象文書に該当する文書であると判断せざるを得ない。

- (4) したがって、特許庁において、本件対象文書に該当する文書として、少なくとも別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処

理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件対象文書

インターネットで配信されている特定記事において

『「【生かせ！知財ビジネス】女性で初 特許庁、特定役職Aに特定職員（中略）前職は特定役職B。法改正など業務の迅速化を図るため、長年の継ぎはぎ開発で複雑化してしまった庁内システムの抜本的刷新計画を策定する難題を担当した。「庁内だけでなくシステム開発会社、他省庁のシステム担当者、国会議員など幅広い方々を回り、説明し、多くの知恵や支援を得て乗り切ることができた」と振り返り、「この経験は人的ネットワークを広げることの重要性を教えてくれた。今後も既存の枠だけにとらわれず、多くの人々のもとを積極的に回って学び、人的ネットワークを形成していきたい」と意欲を見せる。（後略）」』旨記載されているが、このなかの「前職は特定役職B。法改正など業務の迅速化を図るため、長年の継ぎはぎ開発で複雑化してしまった庁内システムの抜本的刷新計画を策定する難題を担当した。

「庁内だけでなくシステム開発会社、他省庁のシステム担当者、国会議員など幅広い方々を回り、説明し、多くの知恵や支援を得て乗り切ることができた」と振り返り、「この経験は人的ネットワークを広げることの重要性を教えてくれた。今後も既存の枠だけにとらわれず、多くの人々のもとを積極的に回って学び、人的ネットワークを形成していきたい」と意欲を見せる。」における「庁内だけでなくシステム開発会社、他省庁のシステム担当者、国会議員など幅広い方々を回り、説明し、多くの知恵や支援を得て乗り切ることができた」のなかの特定職員が「周り、説明し、多くの知恵や支援を得」た「システム開発会社」の名称・担当職員・各担当者の言動内容に関する文書、「他省庁のシステム担当者」の省庁名・担当職員・各担当者の言動内容に関する文書、「国会議員」の所属議院・氏名・各議員等の言動内容に関する文書、「乗り切ることができた」ことを立証する文書。

2 開示決定等すべき文書

特許行政年次報告書 2015年版第2部第5章